

三条 法人会だより

もっと、いい会社であるために。

平成28.2.1

第35号

公益社団法人

三条法人会

三条市須頃1-20

三条商工会議所会館5F

TEL (0256) 35-6350

FAX (0256) 32-9335

URL

[http://www.](http://www.sanjohokai.or.jp/)

[sanjohokai.or.jp/](http://www.sanjohokai.or.jp/)

発行責任者

総務広報委員長 成田秀雄

(題字 宮原松雄)



三条栄地区産有機米の酒「越乃しらさぎ」

新潟平野のほぼ中央に位置する我が三条市(旧栄町)。ここで、平成6年に農薬や肥料を一切使用しないで安全で美味しい農産物を作る有機栽培に取り組んでいる若手農家グループと、旧栄町内の酒販店が出会い「栄町然酒会」を結成し、栄町初の特産酒づくりに動き出しました。

農家会員は酒米の種籾の手配と栽培特性の研究に取り組み、酒販店会員は酒造りを委託する蔵元との交渉を重ね、商標については広く町民からの公募を行い決定し、当時の町長からラベルの書体となる字を書いていただきました。

初めての酒米は46俵の収穫があり、この原料米を旧津川町の麒麟山酒造に送り醸造していただき、初出荷4,700本のうち90%が予約で埋まりたちまち完売となりました。二年目からは、原料米づくりを一般の方と共に体験していただく田植えと稲刈りの体験会を開催しており、今年で22年目となりました。これからも皆様方の応援をよろしくお願い致します。

 三条法人会

消費税期限内納付

推進運動実施中

迎 春 ～2016 年頭ご挨拶～



今年は、
『丙申(ひのえさる／へいしん)』
の年です。

公益社団法人三条法人会
会長 馬 場 信 彦

丙申(ひのえさる)の年、新春のお慶び申し上げます。
さて、今年の干支は、60年前の1956年(昭和31年)が、同じ干支の年です。

この年は、「もはや戦後ではない」が流行語となり、『神武景気』とネーミングされた景気の良い年でした。

そんなことから、2016年は、「これまでの頑張りが、形に成ってくる年」「実が結ぶ年」と成ると期待されております。みんなで実現するよう頑張りましょう。

なお、上部組織であります、「公益財団法人 全国法人会総連合」と連携して取り組んでいる大きな事業を紹介させていただきます。それは、『税制改正運動です』。公益財団法人 全国法人会総連合で「税制改正に関する提言」を取りまとめるにあたり、全国法人会税制委員会が窓口になり、全国の法人会役員を中心に税制アンケートを実施しています。昨年の調査期間は3月10日から5月16日まで、有効回答数は10,062件でした。この調査を経てまとめた、平成28年度税制改正に関する提言の内容は、『公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を目指して、提言活動を毎年継続して行っています。法人会の今回の提言活動は、「法人税率の引き下げ」「同族会社の留保金課税制度の抜本的見直し」「事業承継に関する税制の創設」など、中小企業の活性化に役立つ税制になるよう、公益財団法人全国法人会総連合及び傘下の県連・単位会が分担して、自民党、公明党、民主党、財務省、経済産業省、国会議員、県知事、県議会議員、市町村長、市町村議会議員をご訪問して提言活動を行っております。

私ども三条法人会では、昨年の12月1日(火)に、恒例の「税の提言活動」を、私と事務局で、『平成28年度税制改正に関する提言 公益財団法人 全国法人会総連合』と題した文書を持参して、三条市長様・三条市議会正副議長様・地元国会議員事務所様を、表敬訪問して実現に向けての要請をしまいいりました。足の裏を掻くような地道な運動ですが、公益財団法人 全国法人会総連合参加の組織を上げて進めている運動でありますこと披露させていただきました。

最後に、三条法人会の事業運営をするうえで、三条税務署様、関東信越税理士会三条支部様には、事業協力を頂いておりますことに感謝申し上げて、新年の挨拶と致します。



新年のご挨拶

三条税務署
署長 森 田 修

新年あけましておめでとうございます。

公益社団法人三条法人会の皆様方におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は馬場会長をはじめとする役員及び会員の皆様方には、税務行政全般にわたり深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

貴会におかれましては、公益社団法人として各種説明会、租税教室等の租税啓発活動、社会貢献活動など様々な活動に意欲的かつ積極的に取り組まれ、地域社会及び会員企業の健全な発展に多大な貢献をされております。

私どもといたしましても、公益社団法人としての事業活動がより一層充実したものととなりますよう、法人会の皆様方との連携・協調を深めて参りたいと考えておりますので、今後とも税務の良き理解者としてご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、税務を取り巻く環境は、少子高齢化、経済社会のグローバル化・ICT化の中で変化しており、消費税法の改正、相続税課税ベースの拡大及び社会保障・税番号制度の導入など大きな変革期の中にあります。

特に、社会保障・税番号制度につきましては、本年1月より、申告書や申請書などの税務関係書類においても利用が開始されました。制度の円滑な導入・定着に向けまして、引き続き、適切な広報、相談等を積極的に行って参りますので、皆様方からもなお一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

年も改まり、平成27年分所得税の確定申告が始まります。会員企業役員等の皆様、所得税や贈与税の申告をする際は、e-Taxを是非ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、社員・従業員の方が、医療費控除等で所得税の申告をする際は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」にアクセスして申告書を作成され、郵送等により提出いただきますようご協力をお願い申し上げます。

結びに当たり、この新しい年が公益社団法人三条法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご繁栄の年となりますよう心からご祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

公益社団法人 三条法人会 正副会長会議・理事会の開催



平成27年11月24日(火)、三条市旭町「二洲楼会議室」において、正副会長会議並びに理事会を開催しました。

議題は、議決事項として、第1号議案「平成27年度会員数の状況と会員増強の推進について」の議案審議と報告事項として、平成28年度税制改正要望について、合同納税表彰式法人会関係者の報告等、各種事業の実施状況の報告と資料説明を行いました。

会員数の状況と会員増強の推進については、27年4月以降の退会と新規加入状況について、新規加入が3社、退会が23社、全体では20社の減となる報告がおこなわれた。特に退会23社の内14社については、法人の解散、整理、倒産など法人組織そのものがなくなる理由での退会となっている厳しい現状が報告された。これらの現状を受けて、今後法人会組織の基盤となる会員増強の推進について取り組んでいくことが確認された。

報告事項については、平成28年度税制改正要望について、合同納税表彰式法人会関係者の報告、第15回法人会ゴルフ大会収支決算報告、福利厚生制度の推進状況、全法連で制定された法人会の「理念」「行動規範」について、法人会アンケート調査システムの新規登録、マイナンバー制度実務講座の開催についてなど事業の実施状況説明が行われた。

その後、福利厚生制度推進連絡協議会を開催し、大同生命保険株式会社他保険3社から、今後の各種保険制度の加入促進計画について詳細説明を受けた。

福利厚生制度については、現在全法連を中心にして保険収入3年10億円増収計画がすすめられており、当三条法人会の実績は前年比124%と全国441法人会中3番目の高実績を上げている旨の報告も行われた。

マイナンバー制度解説講座の開催

「企業のためのマイナンバー実務」



(公社) 三条法人会では三条商工会議所と共催で、去る12月8日(火)午後1時30分から、三条商工会議所チェーンズホールにおいて、松沢社会保険労務士事務所の松澤真弓社会保険労務士を講師にマイナンバー制度解説講座を開催した。

平成28年1月からの制度開始を控え、法人番号、個人番号の通知が始まったことから、企業の実務担当者の事務処理(規程・書式の作成の他各種書類の作成等)を中心に解説講座を行った。

マイナンバー対応スケジュール、特定個人情報と安全管理措置対策、社内規程・様式の整備、マイナンバーを取得する際の本人確認方法、各行政のマイナンバー最新情報等の項目について、具体的事例等に基づき詳細な説明を受けた。

特に、マイナンバーを取得する際の本人確認方法、取得した番号の保管方法、社内規程の作成方法などについては、書式サンプルに基づき詳細な実務処理方法・手順についての説明を受けた。

制度実施が、まじかに迫り実務処理の必要性が迫られていたことから、当日は各企業の実務担当者を中心に220名ほどの参加があり、3時間の講座を熱心に受講していた。

～税制改正に関する提言書を地元国会議員・市長・議長へ提出～



三条法人会では、平成28年度の税制改正の提言書を去る12月1日（火）、馬場会長と事務局で國定勇人市長、森山昭市議会議長を訪ね、直接提言書を手渡し、主旨を伝えと共に要望を行った。又、同日、菊田真紀子衆議院議員三条事務所を訪ね、提言書を手渡し要望を行いました。



提言書は、公益財団法人全国法人会総連合が全国の単位法人会の要望事項を県連単位で集約し、全法連税制委員会・理事会の承認を経てまとめたものです。



～平成 28 年度税制改正スローガン～

- 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方とも行財政改革の徹底を！
- 中小企業の力強い成長なくして、真の経済再生なし！
- 法人の実効税率を早期に20%台に引き下げ、軽減税率15%本則化の実現を！
- 中小企業の円滑な事業承継のために、欧州並みの本格的な税制の創設を！

平成28年度税制改正に関する提言（要望項目）

<基本的な課題>

I. 税・財政改革のあり方

- 1 財政健全化に向けて
- 2 社会保障制度に対する基本的な考え方
- 3 行政改革の徹底
- 4 消費税引き上げに伴う対応措置
- 5 マイナンバー制度について
- 6 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- 1 法人実効税率20%台の早期実現
- 2 中小企業の活性化に資する税制措置
- 3 事業承継税制の拡充

III. 地方のあり方

IV. 震災復興

V. その他

- 1 納税環境の整備
- 2 租税教育の充実

<税目別の具体的課題>

1 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
- (2) 交際費課税の適用期限延長

2 所得税関係

- (1) 所得税のあり方
- (2) 少子化対策

3 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の負担率の軽減他

4 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税の見直し
- (4) 法定外目的税の見直し

5 その他

- (1) 配当に対する二重課税の見直し
- (2) 電子申告の運用の検討

<個別法令・通達関係>

I. 法令関係

1 法人税関係

- ① 無形減価償却資産の期間短縮
- ② 引当金の損金算入の見直し
- ③ 電話加入権の損金算入
- ④ 耐震補強等に係る工事を実施した場合の優遇措置
- ⑤ 法人税の延納の復活
- ⑥ 申告書の提出期限の延長

2 所得税関係

- ① 土地・建物等の損益通算
- ② 不動産所得の負債利子の損益通算
- ③ 医療費控除限度額引き上げ
- ④ 源泉納付の見直し

3 相続税・贈与税関係

- ① 保険金・死亡退職金の非課税限度額の引き上げ
- ② 相続財産からの控除
- ③ 被相続人の保証債務の弁済
- ④ 贈与税の配偶者控除額の引き上げ

4 消費税関係

- ① 消費税の確定申告書の提出期限の延長
- ② 消費税の届出書の提出期限の延長

5 印紙税の廃止

6 地方税関係

- ① 固定資産税の免税点の大幅引き上げ等
- ② 法人事業税の見直し
- ③ 個人住民税（特別徴収事務簡素化等）
- ④ 欠損金繰戻し還付制度・延納制度の新設
- ⑤ 償却資産の賦課期日の見直し

II. 通達関係

1 法人税関係

- ① 修繕費の認定範囲の見直し
- ② 借地権地代認定基準の見直し

2 相続税関係

- ① 取引相場のない株式の評価の見直し

合同納税表彰式

「税を考える週間」行事に開催されている恒例の合同納税表彰式が、11月13日(金)、ジオ・ワールドビップにおいて、多数のご来賓、関係者の出席のもとに開催されました。法人会関係者の受賞者をご紹介します。

国税庁長官表彰披露 (敬称略)

永年にわたり税務行政の円滑化と納税道義の高揚に多大な貢献をされ、会の健全な発展と税意識の普及に尽力された三条法人会馬場会長が国税庁長官表彰を受けられたことが披露され、森田税務署長より花束が贈呈された。

公益社団法人三条法人会
会長 馬場 信彦



三条税務署長表彰者 (敬称略)

永年にわたり税務行政の円滑化と納税道義の高揚に多大な貢献をされ、会の健全な発展と税意識の普及に尽力された方々に三条税務署長より、表彰状が授与されました。

公益社団法人三条法人会
副会長 梅田 一則
常任理事 加藤 一芳



★公益社団法人 三条法人会「優良経理担当者表彰」(順不同敬称略)

優良経理担当者に会長から表彰状並びに記念品が授与されました。

- | | | |
|--------|-----------------|-------|
| ○三条地区会 | (株)スリーピークス技研 | 小浦方芳美 |
| | ニイガタ機械(株) | 竹之内彰子 |
| | (協)三条工業会 | 齋藤以登子 |
| | (協)三条工業会 | 元川 裕香 |
| | (株)フォーワテック・ジャパン | 若月 晃子 |
| | (株)コロナ | 金子 勲 |
| | (株)コロナ | 鈴木 沙織 |
| ○加茂地区会 | 東芝ホームテクノ(株) | 中山 久子 |
| | 小柳建設(株) | 小川 佳美 |
| | 小柳建設(株) | 河合 幸恵 |
| | 小柳建設(株) | 小柳 綾子 |



税に関する作文コンクール (公益社団法人三条法人会長賞) (敬称略)

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が主催し、三条法人会も後援している、「税に関する作文コンクール」の中学生の部優秀作品に法人会長賞が授与され、副賞と記念メダルが贈呈された。

中学生の部 三条市立第四中学校 3年 相田 結衣
題名 「私たちを助ける身の回りの税」



青年部会の活動

第33回 新潟県法人会連合会 青年部会連絡協議会合同セミナー開催



県連青連協の合同セミナーが、平成27年9月18日(金)三条市で開催された。

三条法人会青年部会が主管で開催されたもので、三条市横町の「餞心亭お、乃」を会場に、110名の参加で開催された。

セミナーエクス

カーションとして、(株)諏訪田製作所、マルナオ(株)の工場見学、第一部の式典、第二部の記念講演会、第三部の懇親会の構成で開催された。



第一部の式典では地元森田三条税務署長、種田新潟県法人会



連合会会長のお二方から来賓祝辞をいただいた。第二部の記念講演会では、工場見学を実施した(株)諏訪田製作所 小林知行社長、マルナオ(株)福田隆宏社長、コーディネーターは三条法人会加藤一芳部会長の3名が講師となり、「これからの ものづくり」作るだけの工場から みせる工場へと題して、1時間30分お二人の熱い思いを語っていただき、参加者からは絶賛をいただいた講演会となりました。

第三部の懇親会ではアトラクションとしてジャズライブも開催し県内青年部会員の交流が図られた。

女性部会の活動

「セミナー&やさしい税金教室」の開催



女性部会では、「税を考える週間」行事の一環として、毎年三条税務署長、署幹部の方々をお迎えし「やさしい税金教室」を開催している。本年度も、11月26日(木)餞心亭お、乃で開催しました。

第1部は、野菜ソムリエの木村正晃氏高橋なんぐ氏のお二人をお迎えし、「知って得する旬の食材の楽しみ方」と題して講演をいただいた。食、料理、食育、栄養素等食に関する様々な分野の大変興味深い話を聞くことができた。



第2部は、三条税務署長の森田修氏より「税金よもやま話」と題し講和をいただいた。その後の座談会では、参加した部会員からの質問に対して丁寧な説明を受け、大変意義ある意見交換ができました。

田上町社会福祉協議会にタオルの寄贈

地域社会貢献活動の一環として、去る12月2日、田上町の社会福祉法人田上町社会福祉協議会に小越部会長、笠原副部会長、優良申告法人三条桜優会の野澤会長、法人会事務局の4名でタオル900本を持参、鹿俣会長に手渡した。田上町内の関係施設に配布し有効に活用させていただきますと感謝の言葉をいただいた。



企業訪問

(株)ナガオカ・リコー



代表取締役 長 岡 信 治

【会社の概要】

- 社 名 (株)ナガオカ・リコー
- 代 表 者 代表取締役 長 岡 信 治
- 住 所 〒 955-0018 新潟県三条市東裏館2丁目17-15
電話 0256-34-5121 FAX 0256-35-6020
- 資 本 金 3,000 万円
- 従業員数 28 名
- 事業内容 金物卸売業
- E-mail nagaoka.rikoh@h9.dion.ne.jp
- U R L <http://www.nagaoka-rikoh.co.jp/>

私の会社は昭和28年に父親が長岡賢治商店とし創業いたしました。当時は造れば何でも売れたという時代だったと聞いております。しかしながら独立して知名度もなく鍛冶屋さんから品物を分けて頂くのに大変苦労した中、少しずつコツコツと信用を高め商品を分けていただき売り上げを伸ばしていきました。また従業員も少しずつ増えていき、昭和49年には(株)ナガオカ・リコーと法人となりました。現在、埼玉の東松山に営業所があり商圏としては東日本全域と北陸・西濃・東海と1都22県という広域な販売網となりました。現在は、建築金物を主体として大工道具・利器工匠具等、職人が使う道具を販売店に卸しています。販売先は主に専門店が多く量販店(ホームセンター)には卸しておりません。

会社名ですが、昭和49年の頃はカタカナの社名が少なく〇〇商店という社名が多かった中、斬新な試みで社員にアンケートをとり金物屋らしくない社名となりました。しかし、新規のお店に行くとりコピー会社に勘違いされて、そこから話題に乗せられたという利点があり注文に結びつきました。ちなみにリコーは、利器工匠具の利と工をとってリコーとしたと聞いております。

なかなか景気が上向きませんが、問屋らしく豊富な在庫としっかりとした在庫管理をして欠品による機会損失をなくしお客様にすばやく商品を提供できるように心掛けたいと思います。また地元のものづくりの街の特性を生かしながら更なる発展に力を注ぎたいと思います。



「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

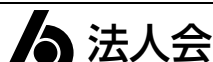
納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して
所得税及び
復興特別所得税の
申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略
還付が
スピーディー



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

生 き る ～ 健康法・趣味～



亡き父へ感謝

(有)佐藤商事

グランドパブ ニューホープ

代表取締役 佐 藤 九二男 様

私が2代目となる『ニューホープ』は、おかげ様で今年開店53周年を迎えます。私の両親は、当時製麺業を営む傍らで、昭和38年に見附市今町でこの店を始めました。

まだカラオケのない当時、父のアコーディオンと私のギター伴奏でお客様に唄やダンスを楽しんで頂きました。

現在は、リーズナブルな店を目指し、年に数回開催している当店のイベントには、県内外から音楽仲間が集まり、生バンド演奏やカラオケで盛り上がります。

私自身も「ザ・スネイクス」というバンドを結成していますが、きっかけは、中学2年生の時『ベンチャーズ』に憧れていた私に父がエレキギターを買ってくれたことでした。それ以来50年近くもギターを弾いていますが、それが仕事に役立っていることに、とても幸せを感じています。

もうひとつ父への感謝は、私にゴルフを教えてくれたことでした。

先天性の心臓病を抱えていた私は、運動が苦痛でした。でも、高校生の時に手術を受けてからは、運動が楽しいものになりました。そんな私に父はゴルフを勧め、マナーやプレーを教えてくださいました。私は音楽とゴルフを通じてたくさんの事を学び、たくさんの友人を得ました。

そして音楽とゴルフは、私の健康にも大きく貢献してくれています。改めてその機会を与えてくれた父と、陰で支えてくれた母に、尊敬と感謝の想いを込めて伝えたい。

「ありがとうございました!命の限りこの店を守ります。」

編 集 後 記

皆様、新年おめでとうございます。

寒の入りとなり、冷気がひとしお厳しくなってきましたが、如何お過ごしでしょうか。昨年は大きな変化の年でした。マイナンバーが全国民に割当てられ、いよいよ今年から本格稼働となりました。また消費税増税の日も間近に迫っております。経済を振返れば、為替の変動により円安の恩恵を受けた企業もございますが、世界経済のグローバル化が進む中で、我々を取り巻く環境はますます予断を許さない状況になっております。まさに激動の年明けと感じております。

そのような状況ですが、こうして無事に新しい年を迎えることができたことを感謝する気持ちだけは、毎年大切にしたいと思っております。

さて、新春最初の法人会だよりをお届けいたします。楽しくご覧頂ければ幸いです。皆様本年もよろしくお願い申し上げます。

(総務広報委員長 成田秀雄)

ダイレクト納付の方法 (源泉所得税)

◎納付は事前に届出書に記載した預貯金口座から振り替えられます。



- ① e-Taxホームページの「e-Taxソフト (WEB版)」にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。(納付税額0円の徴収高計算書データも送信することができます。)
- ② データ送信後表示される「受信通知」又は「メッセージボックス一覧」から「納付区分番号通知」を表示し、ダイレクト納付を選択します。

【今すぐに納付される方】→ 画面の「はい」をクリックすると即時に納付が完了。

【納付日を指定される方】→ 納付日を指定して画面の「はい」をクリックすると指定日に納付となります。(納付日は原則として納期限までしか指定できません。)

※三条税務署管内の全ての銀行・信金、協栄信組・新潟県信組及び新潟県労金で利用できます。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

作成コーナー

検索



申告書は、 国税庁ホームページで 作成できます！

国税庁ホームページ 「確定申告書等作成コーナー」のメリット

- 1 税務署に出向く必要なし！**
作成した申告書等は印刷し、郵送等により税務署に提出することができます。
また、e-Taxを利用して送信することもできます。
- 2 いつでも利用可能！**
確定申告期間中は、24時間いつでもご利用できます。
- 3 自動計算機能！**
毎年の税制改正に対応した自動計算機能により、計算誤りのない申告書等を作成することができます。
- 4 前年データの利用可能！**
作成した申告書等のデータを保存しておけば、翌年の申告でも利用できます。

申告書作成から提出までの流れ

① 作成コーナーへアクセス
ご自宅のパソコン等から、
「作成コーナー」で検索。

② 申告書を作成
画面の案内に従って、金額等
を入力し申告書等を作成。

③ 申告書を提出
書面提出
印刷して郵送等により提出。
又は
e-Tax
事前準備が必要です。
詳しくはe-Taxホームページを
ご覧ください。

申告書は、
自宅で作成！

税務署

所得税の確定申告書を作成する場合

「作成コーナー」で検索し、トップ画面へアクセス。

「作成開始」を選択！

「所得税」を選択！

所得税コーナー

平成27年 給与・年金の方 (給与・公的年金専用)

給与所得者又は公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、是非ご利用ください。

給与や公的年金以外の所得がある方はこちらを選択！

給与や公的年金以外の所得がある方はこちらを選択！

※ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。

- 申告の内容についてのお問い合わせは、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 作成コーナーの操作に関するお問い合わせは、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎0570-01-5901)にお尋ねください。
【受付】月曜～金曜(祝日等及び12月29日～1月3日を除く。)

www.nta.go.jp

国税庁

検索

Click!

社会保障・税番号<マイナンバー>制度の早わかり

社会保障・税番号<マイナンバー>制度の概要

- 社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号<マイナンバー>制度が導入されます。
- 平成27年10月から、個人番号・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。
- 税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

個人番号について

- 個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。
- 個人番号は、「通知カード」により、住民票の住所に通知されます。
- 個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務に限定されています。

法人番号について

- 法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等(※)に1法人1つ指定され、国税庁から通知されます。なお、法人の支店や事業所には指定されません。
(※) 設立登記法人(株式会社、有限会社、協同組合、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、宗教法人、特定非営利活動法人等)のほか、国の機関、地方公共団体、その他の法人や団体などに指定されます。(詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。)
- 法人番号は、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書をお届けします。
- 法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

特定個人情報の保護措置の必要性

- 番号法では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)を守るため、個人番号の利用範囲や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

ご不明な点は コールセンター0120-95-0178へ

平 日 9時30分～22時00分
土日祝 9時30分～17時30分(年末年始を除く)

※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

 国税局・税務署

国税分野におけるポイント



ポイント①

税務関係書類に番号を記載していただく必要があります！

番号の記載が必要となる時期（例）

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書から	（平成28年分の場合） 平成29年2月16日から3月15日まで
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	（平成28年12月末決算の場合） 平成29年2月28日まで
法定調書（注）	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から	（例）平成28年分給与と所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

（注）法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等の番号も記載する必要があります。

番号記載のイメージ

ここに提出される方の番号を記載してください！



ポイント②

申告書等を提出する際に、本人確認が必要になります！

- 税務署等に個人番号を記載した申告書等を提出する際は、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。

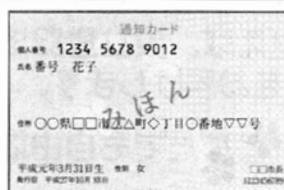
《本人確認を行うときに使用する書類の例》

1 個人番号カード（番号確認と身元確認）

2 通知カード（番号確認）＋ 運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元確認）

- ・ 通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。
- ・ 個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けることができるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。

通知カード



表面



個人番号カード

裏面



社会保障・税番号＜マイナンバー＞制度の最新情報やお問い合わせはこちら

- ・ 内閣官房「社会保障・税番号＜マイナンバー＞制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ・ コールセンター 0120-95-0178 平日 9時30分～22時00分
土日祝 9時30分～17時30分（年末年始を除く）

国税に関する社会保障・税番号＜マイナンバー＞制度（法人番号を含む）の最新情報はこちら

国税庁ホームページのトップページ上段の「[社会保険・税番号＜マイナンバー＞](http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm)」をクリック

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

最新情報は、随時更新しますので、お知らせコーナーをご覧ください。

法定調書提出義務者・源泉徴収義務者の方へのお知らせ

本人へ交付する源泉徴収票や支払通知書等への 個人番号の記載は必要ありません！

改正の概要

平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）施行後の平成28年1月以降も、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました（個人番号が記載不要となる税務関係書類は、以下のものです。）。

なお、税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載が必要ですので御注意ください。

（参考）

改正前は、支払を受ける方に対して交付する源泉徴収票などについて、本人等の個人番号を記載して交付しなければならないこととされていました。

個人番号の記載が不要となる税務関係書類
（給与などの支払を受ける方に交付するものに限りです。）

- ・給与所得の源泉徴収票
- ・退職所得の源泉徴収票
- ・公的年金等の源泉徴収票
- ・配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ・オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書
- ・上場株式配当等の支払に関する通知書
- ・特定口座年間取引報告書
- ・未成年者口座年間取引報告書
- ・特定割引債の償還金の支払通知書

※ 未成年者口座年間取引報告書及び特定割引債の償還金の支払通知書は、平成28年1月施行予定

※ 個人情報の保護に関する法律第25条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として源泉徴収票などの開示の求めがあった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。

※ 電子申告・納税等開始（変更等）届出書についても個人番号の記載は不要です。

改正についてのQ&A

問1 なぜ従業員に交付する源泉徴収票に個人番号を記載しないこととされたのですか。

答1 本人交付が義務付けられている源泉徴収票などに個人番号を記載することにより、その交付の際に個人情報漏えい又は滅失等の防止のための措置を講ずる必要が生じ、従来よりもコストを要することになることや、郵便事故等による情報流出のリスクが高まるといった声に配慮して行われたものです。



問2 改正によって、従業員に周知すべき事項はありますか。

答2 従業員に交付する源泉徴収票に個人番号が記載されないため、番号法施行後においても、従来と取扱いが変わらないことを御説明ください。

問3 税務署提出用の源泉徴収票や支払調書などにも個人番号を記載しないこととなるのですか。

答3 今回の改正は、支払を受ける方に交付する源泉徴収票や支払通知書などについて、個人番号の記載を要しないこととなるものであり、税務署提出用には支払を受ける方の個人番号を記載して税務署に提出していただく必要があります。

なお、支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合には、番号法等に定める本人確認を行っていただく必要があります。



税務職員を装った者からの年金・マイナンバー制度アンケート等と称する不審な電話や「振り込め詐欺」などにご注意ください。税務職員が年金・マイナンバー制度アンケート等と称して電話することはありません。

経営を取り巻く様々なリスクから会員企業を守る!



法人会のビジネスガード
Business Guard



高度情報化社会を生き抜くために!

マイナンバー対応

法人会の情報漏えいガード

業務過誤賠償責任保険普通保険約款/個人情報漏洩特約
危機管理コンサルティング費用特約/危機管理実行費用特約

2016年1月からマイナンバー制度の運用が開始。
マイナンバーは秘匿性の高い情報であり厳重な管理が求められ、
事業者には高い注意義務が求められます。
また、サイバー攻撃が猛威を奮っていることから、
情報漏洩事故が発生した場合の対策もますます重要になってきています。
貴社では、マイナンバーの情報管理体制は万全ですか。

AIU損害保険株式会社
<http://www.aiu.co.jp>

新潟支店

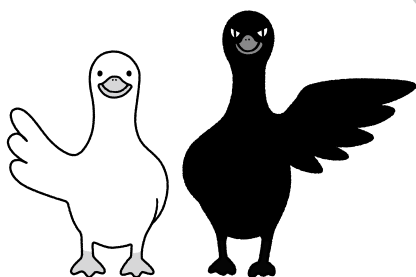
〒951-8068
新潟市中央区上大川前通六番町 1214-2 大同生命ビル7階
TEL.025-223-6231 FAX.025-228-7256
(受付時間: 午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

No.1

アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 No.1
平成26年版「インシュアランス生命保険統計号」



がんを含む
病気や
ケガの
備えに

— 法人会 —

ちゃんと応える
医療保険
EVER



心配な
「がん」の
備えに

— 法人会 —

新 生きるための
がん保険 Days

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

新潟支社

〒950-0088 新潟県新潟市中央区万代4-4-27 新潟テレコムビル4F
電話番号 025-243-0612

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

募集文書番号: AF 法推 -2015-0023-1511033 6月10日

色々あるから総合保障。

死亡保障

高度障がい保障

傷害後遺障がい保障

傷害医療費用保障

傷害休業保障

入院保障

手術保障

傷害通院保障

疾病入院医療費用保障

疾病入院療養一時金保障

事業承継相談費用保障

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン⁺Mタイプ
総合型V

(大同生命の定期保険+
AIUのベーシック傷害保険)

(大同生命の無配当
総合医療保険)

 大同生命

新潟支社 三条営業所/新潟県三条市林町2-1-24
TEL 0256-33-3045

 AIU保険会社

新潟支店/新潟県新潟市中央区上大川前通6番町1214-2
(大同生命ビル7F) TEL 025-223-6231

- ◎この資料は平成27年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取り扱いとなることがあります。
- ◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-27-1004(平成27年8月28日)